

令和5年度福岡県社会福祉施設等物価高騰対策支援金（医療分）

光熱費等の物価高騰の影響を受けている訪問看護事業所を支援します。



1 支援概要

■ 給付対象

介護保険法の規定に基づく訪問看護の指定を受けておらず、
健康保険法の規定に基づく指定のみを受けている訪問看護事業所

■ 給付額

都市ガスを利用している場合 **1か所あたり 54,900円**
都市ガスを利用していない場合 **1か所あたり 53,700円**

2 申請方法

郵送のみの受付となります。

申請書（署名または記名押印が必要）に添付書類を添えて、下記提出先までご提出ください。

3 申請期限

■ 支援金の申請書は下記期限までにご提出ください。

令和6年4月30日（火）必着

4 留意事項

■ 申請にあたっては以下の事項にご留意ください。

- ① 「令和5年12月1日において、事務所等を開設又は管理するものであり、申請日時点で、継続して事業所等を管理するもの」が対象です。申請日時点で、未届けを含む休廃止している事業所等は対象となりません。
- ② 介護保険法の規定に基づく訪問看護の指定を受けている県所管の訪問看護事業所については、「福岡県社会福祉施設等物価高騰対策支援金（介護分）」をご活用ください。**併用はできません。**
- ③ 都市ガスを使用していることを確認できない場合は、都市ガスに対する支援は行いません。
- ④ 令和5年7月25日から11月30日までの期間に申請し、支援金の給付を受けた事業所も対象となります。

※詳細はこちら

「令和5年度福岡県社会福祉施設等物価高騰対策支援金（医療分）について」

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/iryuu-bukka.html>



（県ホームページQRコード）

【問合せ先・提出先】

福岡県保健医療介護部 高齢者地域包括ケア推進課

住所：〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

TEL：092-643-3275